

福山市観光関連事業者応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した観光関連事業者に対して支援するため、福山市観光関連事業者応援金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人で、事業を営む者をいう。
- (2) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、中小企業基本法及び中小企業振興施策に関連する法令に規定する中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く。）で、次に掲げる条件を満たす者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 本要綱の施行の日において福山市内に本社があり、かつ、市内で営業を行っている者で、別表に掲げる事業区分の要件を有していること。
- (2) 2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- (3) 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること。
- (4) 広島県事業（「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）に基づいた給付を受けていないこと。
- (5) 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングの修了証の交付を受けていること。
- (6) 建物内において製品又はサービスの販売を行っている者においては、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録を行っていること。
- (7) 第5条の規定による申請以後においても事業を継続する意思があること。
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- (9) 市税を滞納していない者

(交付額)

第4条 応援金の額は、1事業者当たり30万円とする。

(応援金の交付の申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、福山市観光関連事業者応援金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる必要書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 別表に掲げる事業区分の要件を証する書類の写し(有効期間内のもの)
- (2) 法人においては履歴事項全部証明書、個人事業主においては本人確認書類の写し
- (3) 2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月の売上並びに前年同月の売上を証する書類
- (4) 直近の確定申告書(写し)
- (5) 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編)」eラーニング修了証の写し
- (6) 広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し
- (7) 市税完納証明書
- (8) 誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による応援金の交付申請は、1事業者当たり1回限りとする。

(応援金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で応援金の交付の決定(以下「交付決定」という。)及び額の確定をするものとする。

2 市長は、交付決定及び額が確定したときは、速やかに交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとし、応援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び応援金の返還)

第7条 市長は、申請事業者が偽りその他不正により応援金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付した応援金の返還をさせることができる。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)4月5日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	要件
旅館業	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者又は社会通念上当該営業に相当する営業を営む者は除く。）
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の規定により届出を行った者
旅行業	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務のいずれかを営む者
貸切バス事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受ける者
タクシー事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）の許可を受ける者
イベント関連事業	大会や祭り等イベント事業から収益を得ており、イベント事業の実施実績がある者
その他観光関連事業	福山観光応援キャンペーンのクーポン登録事業者ほか観光客を対象にしたお土産等小売事業などを営む者

福山市観光関連事業者応援金交付申請書

福 山 市 長 様

提出日		月	日
-----	--	---	---

福山市観光関連事業者応援金交付要綱第5条の規定により、応援金の交付について、関係書類を添えて申請します。[
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。]

申請 事業者	フリガナ	ヒロシマケンフクヤマシ				
	所在地又は住所	〒 広島県福山市				
	フリガナ					
	会社名					
	フリガナ					
	代表者名 (個人事業主名)					
中小企業者 要件	資本金の額 または出資の総額		円	常時使用する 従業員の数		人
	業種	<input type="checkbox"/> 運輸業その他 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業				
連絡 先	担当者名	フリガナ		電話番号 (※)		
		名前				
	メールアドレス			FAX番号		

※法人の場合は本店の所在地を、個人事業主の場合は住所を記入してください。

2 事業区分

- 旅館業 住宅宿泊事業 旅行業 貸切バス事業 タクシー事業

許可番号等	第		号
旅館業・住宅宿泊事業の場合	営業施設の所在地		
	営業施設の名称		

- イベント関連事業

要件の具体	
証する書類	

- その他観光関連事業

要件の具体	<input type="checkbox"/> 福山観光応援キャンペーン参画
	<input type="checkbox"/> その他 ()
証する書類	

3 売上確認

2020年(令和2年)12月から2021年(令和3年)2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少している月

	売上額(円) A		売上額(円) B	減少割合(%) (A-B)/A
<input type="checkbox"/> 2019年12月		2020年12月		%
<input type="checkbox"/> 2020年1月		2021年1月		%
<input type="checkbox"/> 2020年2月		2021年2月		%

4 振込先

振込 先 金融 機関	指定	金融機関名	店名	預金種目	口座番号(右づめで記入)				
	預(貯)金口座	※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は、記号を記入してください。			1 普通(総合)				
		口座名義人 カナ			2 当座				
				4 貯蓄					
				9 その他					

※ゆうちょ銀行の場合、「他金融機関からの振込の受取口座」を記入してください。

※口座名義人カナは、金融機関に登録されているとおりに記入してください。

※個人の方は、本人名義の口座をご指定ください。

誓約書

福山市長様

所在地又は住所： _____

会社名： _____

代表者名： _____

印

私は、「福山市観光関連事業者応援金」を申請するに当たり、次に掲げるとおり誓約します。

- 1 福山市観光関連事業者応援金交付要綱を熟読し、申請書に故意の有無に関わらず虚偽の記載はありません。なお、虚偽その他不正の手段により応援金の交付決定又は交付を受けたことが判明した場合は、同要綱第7条の規定により、応援金の交付決定の取消しや返還に応じます。
- 2 福山市観光関連事業者応援金交付要綱にある「みなし大企業」に該当しません。
- 3 市内で同要綱の別表に掲げる事業を行っています。また、今後も事業を継続する意思があります。
- 4 広島県事業（「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）に基づいた給付を受けていません。
- 5 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングの修了証の交付を受けています。
- 6 建物内において製品又はサービスの販売を行っている場合は、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録を行っています。
- 7 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものに該当しません。
- 8 市税の滞納はありません。
- 9 福山市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 10 申請内容及び誓約内容について、福山市が行政機関等に確認を行うことに同意します。

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日
号

申請事業者様

福山市長 印

福山市観光関連事業者応援金交付決定及び確定通知書

年 月 日付で申請のあった福山市観光関連事業者応援金について、交付の決定をし、次のとおり応援金の額を確定します。

応援金確定額 金 円